



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

5

2021

いつもお世話になっております。

若葉が目まぶしい季節になりました。

季節の変わり目でございますので、お身体を大切になさってください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

厚生労働省より

緊急事態宣言を受けた雇調金の特例措置などについてお知らせ

厚生労働省から、緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金の特例措置等の対応について、お知らせがありました（令和3年4月30日公表）。

また同日に、まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金のお知らせもありました。

一部予定も含まれているようですが、新たなリーフレットも公表されています。

これを受けて、支給要領およびFAQも更新されています。

最新の内容をご確認ください。

<緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金の特例措置等の対応について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/r3050505cohokurei_00003.html

<まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金のお知らせ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/manenbousi_00001.html

●パンフレット等

・リーフレット「令和3年5月・6月の雇用調整助成金の特例措置について」を掲載しました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775219.pdf>

・雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）（令和3年4月30日現在版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775204.pdf>

●支給要領

・雇用調整助成金支給要領（令和3年4月30日改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775180.pdf>

・緊急雇用安定助成金支給要領（令和3年4月30日改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775181.pdf>

経済産業省より

月次支援金のご案内

経済産業省から、「月次支援金について（令和3年4月28日更新）」という案内がございました。

月次支援金は、令和3年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様を